

平成 1 9 年 度
監 査 結 果 報 告 書

(随 時 監 査)

[福祉部 福祉総務課]

枚 方 市 監 査 委 員

枚 監 査 第 2 1 2 号
平成 2 0 年 2 月 2 7 日

様

枚方市監査委員

勝 山 武 彦
竹 田 惠 次
松 浦 幸 夫
西 田 政 充

随時監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 5 項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第 9 項及び第 1 0 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を提出する。

1. 監査の対象

(1)対象部課

福祉部 福祉総務課

(2)対象事務

公の施設の指定管理者監査の実施に係るもの

平成18年度、平成19年度における社会福祉法人枚方市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）への枚方市立総合福祉会館（ラポールひらかた）（以下「総合福祉会館」という。）の指定管理に係る事務の執行

2. 監査の期間

平成19年11月1日から平成20年2月26日まで

3. 監査の方法

提出された資料及び関係書類の審査、実地調査及び事情聴取等の方法により監査を実施した。

4. 監査の結果

社会福祉協議会に対する総合福祉会館に係る事務処理状況等は、おおむね良好であると認められたが、一部に留意を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

指定管理者に対するモニタリングについて

指定管理者との協定に基づき着実に業務が執行されているか監視・評価を行うため、指定管理者に対する定期的な立ち入り検査などによるモニタリングが実施されている。

また、指定管理者にとってもモニタリングは自己評価の機会でもあり、市と指定管理者の相互信頼関係を構築し、管理運営を改善していくためにも不可欠な手続きである。

モニタリングについては、今後も指定管理者の自主性を尊重するとともに連携を密にし、他市の実施例も調査・検討され、マニュアル化を含めてより効果の高い手法で実施されるよう要望する。